

令和6年度 障害福祉サービス事業者等集団指導

避難確保計画及び業務継続計画について

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

1 避難確保計画

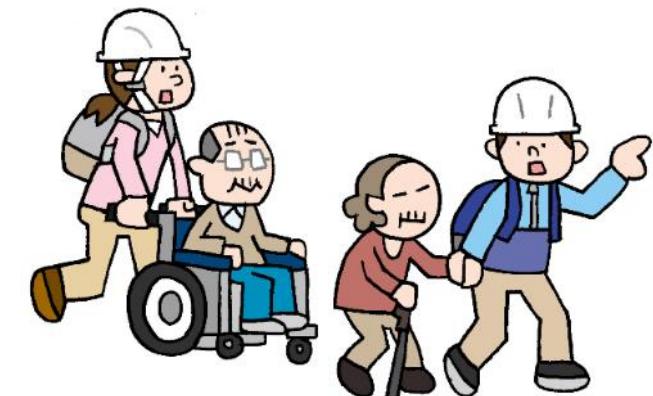
1 避難確保計画とは

- 水防法等の改正（平成29年6月施行）に伴い、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者においては、**避難確保計画**（以下「計画」という。）の作成及び計画に基づく訓練の実施並びに市町村への報告が義務付けられています。
- 各対象施設の所有者又は管理者の皆様におかれましては、施設利用者の避難の確保を確実なものとするため、計画の作成と訓練の実施、本市への報告を行っていただきますようお願ひいたします。

2 計画の策定内容

- 避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項を定めた計画です。

- ・防災体制
- ・避難誘導
- ・施設の整備
- ・防災教育及び訓練の実施
- ・自衛水防組織の業務（水防法に基づき自衛水防組織を設置した場合）
- ・そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置



1 避難確保計画

3 計画の作成

- 各施設の立地条件、周辺状況、利用者の特性や職員体制に応じた計画を作成してください。
- また、計画を作成・変更したときは、遅滞なく、当該計画を市長村長へ報告する必要がありますので、計画と共に、以下の書類を本市に提出してください。

- ・要配慮者利用施設 避難確保計画作成（変更）報告書
- ・避難確保計画チェックリスト
- ・避難確保計画 計画書

⇒ いずれも1部（押印不要）御準備いただき、御提出ください。

※ 既に御提出いただいている場合は、再度提出いただく必要はございません。

- なお、本市ホームページ（京都市情報館）に、計画作成に必要な事項をまとめたひな型等を掲載しておりますので、御活用ください。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000309747.html>

- また、国土交通省のホームページに避難確保計画を作成・活用される際の手引きや、計画の作成・確認のポイントを示した動画等が掲載されておりますので、参考に御活用ください。

URL : <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

1 避難確保計画

4 訓練の実施

- 作成した計画に基づき、「避難誘導」や「情報収集・伝達」等の訓練を実施してください。
- 訓練の実施頻度は、職員や利用者の方々の出入り等を考慮し、1年に1回以上の実施を標準としてください。

5 訓練の報告

- 訓練実施後、概ね1か月以内を目安に、「避難訓練実施結果報告書」を1部御準備（押印不要）いただき、御提出ください。
訓練を複数回に分けて実施する場合は、最終回にまとめて提出することができます。
なお、「避難訓練実施結果報告書」の様式については、本市ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。
URL : <https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000199.html>



1 避難確保計画

6 提出先について

- 計画及び訓練の実施報告の提出先については、施設種別に応じて提出先が異なりますので、以下のホームページに掲載されている「提出先一覧」を御確認ください。
U R L : <https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000199.html>



2 業務継続計画（BCP）

1 業務継続計画（BCP）について

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、令和3年度障害福祉報酬改定において、全ての障害福祉サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を3年間の経過措置期間を設けたうえで義務付けられました。令和6年3月末をもって経過措置期間が終了し、令和6年4月からは、義務付けが完全適用されています。
- また、令和6年度障害福祉報酬改定においては、業務継続計画に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設されました。

2 計画作成及び訓練の実施について

- 社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。
- また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも有効です。
- 以下の厚生労働省のホームページにおいて、社会福祉施設・事業所における感染症発生時及び自然災害発生時の業務継続ガイドライン、ひな型、研修動画等が掲載されておりますので、これらを参考としていただき、計画作成及び訓練の実施を行っていただきますようお願いします。

<厚生労働省ホームページURL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_koigo/koigo_koureisha/douga_00002.html



2 業務継続計画（BCP）

3 「業務継続計画未策定減算」の算定条件等について

- 経過措置が適用される場合を除き令和6年4月1日から減算の適用
- 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

令和6年度 障害福祉サービス事業者集団指導

業務継続計画について

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課

業務継続計画 (Business Continuity Plan)

業務継続計画（BCP）の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるように事業者の取組として、

- ①サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し

が義務づけられました。

業務継続計画未策定減算【新設】

※令和6年4月～

対象

全ての障害福祉サービス

減算単位

療養介護、 障害者支援施設、 宿泊型自立訓練	所定単位数の 100分の3に相当する 単位数から減算
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、 短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、 就労移行支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	所定単位数の 100分の1に相当する 単位数から減算

業務継続計画未策定減算

算定要件

【以下の基準に適応していないときに減算】

- ・ 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること



「感染症」と「非常災害」の業務継続計画を策定してください。

その2つの計画を行うために、

必要な対策（研修や訓練をする等）を実際に取り組んでください。

減算対象期間

- ・業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算とする。
- ・京都市長が運営指導等で不適切な取扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。
- ・また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。

業務継続計画を策定するにあたって(感染症)

● 感染症対策指針の策定は義務です。

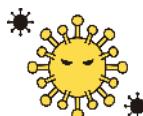
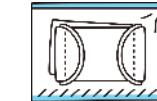
- ・感染症対策委員会の設置…<サービス種別>によって、実施回数が異なります。
- ・感染症等のまん延防止のための研修・訓練…<サービス種別>によって、実施回数が異なります。

1~3の項目は、業務継続計画に記載してください。

1 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等)

2 初動対応

3 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)



● 感染症に係る業務継続計画の研修・訓練…

<障害者支援施設> 定期的に **年2回以上 実施**

<障害者支援施設以外> 定期的に **年1回以上 実施**

※感染症の予防
及びまん延防止
の研修・訓練と兼
ねても可

+ 新規採用時研修

+ 新規採用時研修

委員会、研修、
訓練等の記録は
必須です。

● 防護具・消毒液等備蓄品の確保…最低14日分(従業者の安心のためには3か月分が必要。)

● 職員及び法人間、保健所等の連絡体制確立 等

業務継続計画を策定するにあたって(非常災害)

● 非常災害に関する具体的計画、避難確保計画等は、作成してありますか？



1~3の項目は、業務継続計画に記載してください。

- 1 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- 2 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- 3 他施設及び地域との連携

● 災害に係る業務継続計画の研修・訓練…

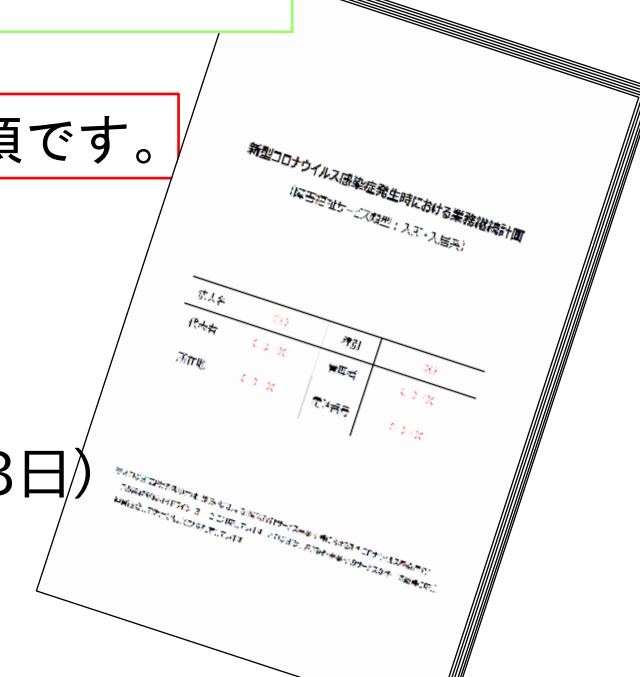
<障害者支援施設> 定期的に 年2回以上 実施 + 新規採用時研修

<障害者支援施設以外> 定期的に 年1回以上 実施 + 新規採用時研修

研修、訓練等の記録は必須です。

● 備蓄品の確保…最低3日分(例：水3L/日→ 9L/3日、食料3食/日→9食/3日)

● 連絡体制の確立 等



感染症に係る業務継続計画

業務継続計画の作成

- 1 平時からの備え
- 2 初動対応
- 3 感染拡大防止体制の確立

定期的な見直し

職員周知

普段の対応、発生時の対応等を含めた業務継続計画の全ての共有
感染症に係る業務継続計画研修及び訓練

実施してみての 修正点や改善点の把握

計画に沿った実施

委員会の開催 日々の健康管理・衛生管理
感染症・予防等の知識取得や研修
ゾーニングなど環境整備 対応やその訓練
備品の確保 等



災害に係る業務継続計画

業務継続計画の作成

- 1 平常時の対応
- 2 緊急時の対応
- 3 他施設及び地域との連携

定期的な見直し

職員周知

普段の対応、緊急時の対応等を含めた業務継続計画の全ての共有
災害に係る業務継続計画の研修及び訓練

実施してみての修正点や改善点の把握

計画に沿った実施

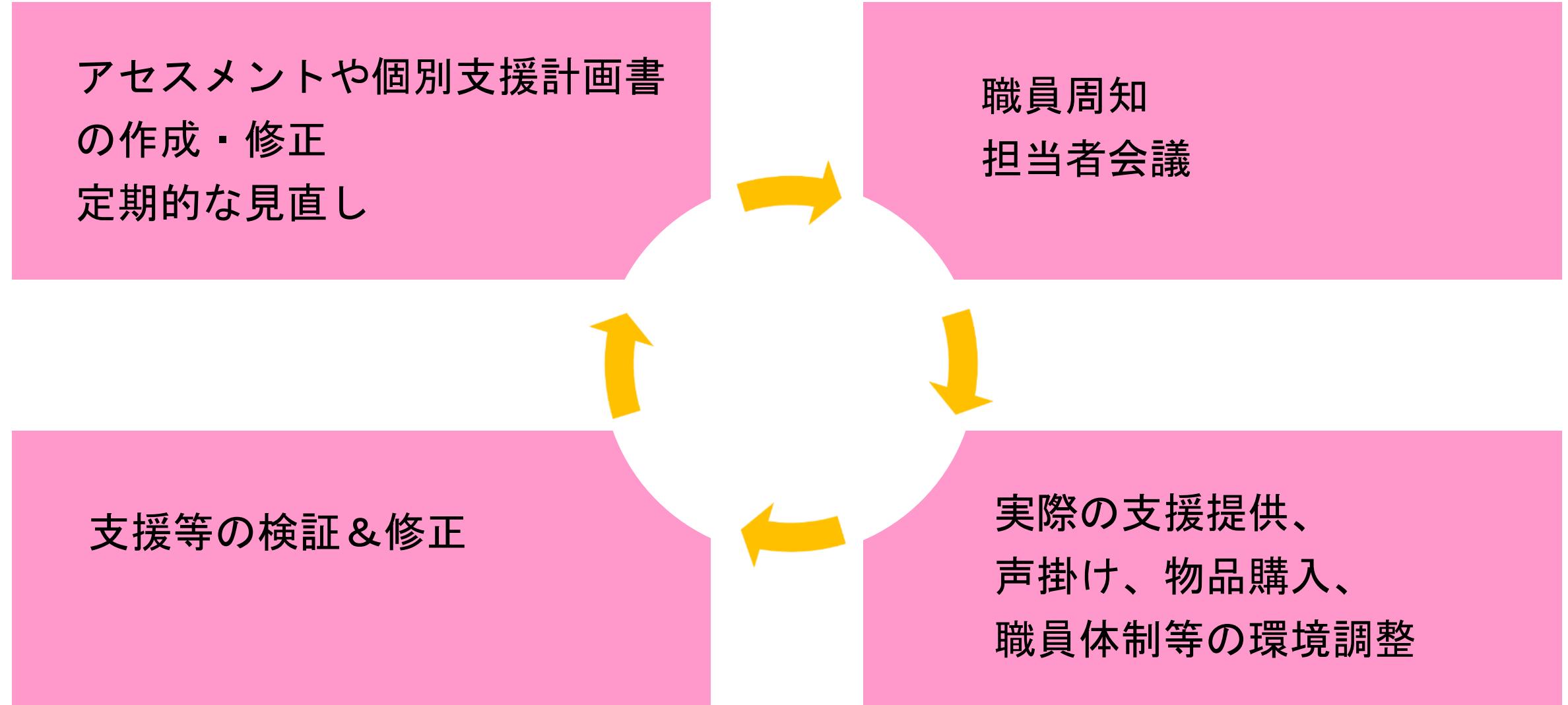
消火訓練及び避難訓練：年1～2回以上実施
(消防法)

初動対応の練習

防災の知識 連絡・連携体制の確立

備蓄やライフラインの確保 衛生管理 等





業務継続計画（ＢＣＰ）とは

初動対応だけでなく、長期的な対策です。

「いざというときの備え」は、
利用者のみならず、事業所職員のことも助けてくれます。

作って終わり、読んで終わり、知って終わりにせず
しっかり取り組んでいきましょう。